

ワインの寄託を受けた受寄者に定温・定湿義務の違反があったとして、損害賠償責任が認められた事例

対象事件：札幌地裁平21(ワ)第4277号

事件名：損害賠償請求事件

年月日等：平24.6.7民事第1部判決

裁判内容：一部認容・確定

弁論終結：平成24年3月22日

参照条文

民法415条・657条

解 説

1 事案の概要

Xは、平成11年4月24日、ワインセラーを所有するYとの間で、収集しているワインを、寄託料月額2000円、ワインセラー内を温度14度前後、湿度を75パーセント前後に保ち、光量はワイン保管に適したものに設定し、不要な振動・臭いの防止をも図ることを保管方法として、Yに寄託する契約を締結した。

しかし、Xは、Yは、ワインを定温・定湿性能を保持して保管することが義務づけられているのに、この義務を怠ったとし、Yに対し、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償を請求した。

これに対し、Yは、ワインセラー内の環境を機械で制御し、常時ワインの管理をチェックするなどして適正に保管していたなどと主張した。

2 本判決の判断

本判決は、(1)保管している段ボールが水気を含んで変形しているし、温度も10度位まで下っていたことからすると、Yには、定温・定湿義務違反があったというべきである、(2)上記の義務違反によってワインが毀損したとは認められないが、上記義務違反を知っていれば、契約を解約する等して、Xは保管料を支払う必要がなかったと認められるから、Xの支払った保管料は損害となる、などと判断し、Xの請求を一部認容した。

3 説明

寄託は、相手方のために物を保管することを約する契約であり(民法657条)、物の保管を目的とする契約である(三宅正男『契約法(各論)(下)』1045頁)。

そして、受寄者は、有償の場合、約旨に従い善良なる管理者の注意をもって保管しなければならず(民法400条)、これに違反した場合は、保管義務の債務不履行になるものと解される。

本判決は、上記のような見解に基づくものとみられるが、保管義務そのものの債務不履行責任が争われる事例は乏しく、参考になろう。

なお、保管義務の違反があっても保管物に毀損等がない場合、その損害は何かということが問題であるが、本判決は、判示のような判断を示し、支払った保管料が損害であると判断した。

本判決は、類似先例のない珍しいケースの判断事例であり、実務上参考になろう。(関係人仮名)

原告：甲野 太郎
同訴訟代理人弁護士：高橋 智
同訴訟復代理人弁護士：竹信 航介
被告：Y倉庫株式会社
同代表者代表取締役：乙川 一郎
同訴訟代理人弁護士：佐々木 泉頭 下矢 洋貴
福田 友洋

主 文

1 被告は、原告に対し、30万2400円及びうち20万7900円に対する平成18年6月30日から、うち3万1500円に対する同年7月27日から、うち3万1500円に対する同年8月27日から、うち、3万1500円に対する同年9月27日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを80分し、その1を被告の、その余を原告の負担とする。

4 この判決は第1項につき仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、2477万6800円及びこれに対する平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、被告の開設する倉庫のワインセラーにワインを預託した原告が、被告による温度や湿度の管

理が不十分であり、保管場所の無段改造を行ったこと、人員配置態勢に不備があったことにより、ワインの品質の保証がなくなり、品質を毀損されたとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償として合計2477万6800円及びわずさん倉庫管理が始まったと考えられる平成18年6月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める事案である。

なお、原告は、最終の口頭弁論期日で、ワイン自体の損害及び慰謝料の一部についての請求原因を撤回し、請求の減縮をすべく訴えの変更を申し立てたが、被告が同意しなかった。

2 前提となる事実経過（争いが無い）

(1) 被告は、札幌市白石区菊水7条〈番地等略〉でトランクルーム「A」を経営し、国土交通省より優良トランクルームの認定を受け、温度・湿度等を維持管理する設備をもうけたワインセラー（以下「本件ワインセラー」という。）を有している。

(2) 原告と被告は、平成11年4月24日、収集しているワイン4ケースを、寄託料月額2000円、本件ワインセラー内を温度14度前後、湿度75パーセント前後に保ち、光量はワイン保管に適したものに設定し、不要な振動・臭いの防止も図ることを保管方法として、被告に寄託する契約を締結した（以下「本件寄託契約」という。）。

(3) 被告は、契約時のパンフレットで、本件倉庫がヴィンテージワインの管理に適切な保管状況であることをうたっていた。

(4) 被告は、その後も継続的に、長期的保存を目的とし、同条件でワインを寄託し、寄託料は月額3万4650円（税込み）となった時点で上限として固定された。平成18年6月時点で、約800本を預託していた（以下、原告が寄託していたワインを総称して「本件ワイン」という。）。

(5) 原告は、平成11年4月以降、本件ワインセラーを訪問することは少なかった。また、原告においては、主に妻の花子（以下「花子」という。）が、被告とやり取りをしていた。

(6) 花子は、平成18年6月、本件ワインセラーを訪れたところ、本件ワインを保管している段ボール箱が水分を含み変形しつぶれていた。また、本件ワインセラー内は、契約した平成11年4月当時と異なり、間仕切壁や鍵のかかる扉が設けられ、本件ワインセラーの奥の一人の寄託者の寄託物とその他の寄託者の寄託物を峻別するために行われたものであった。この改造は、原告には断りなく行われた。

(7) 花子は、平成18年11月、本件ワインセラーの管理状況に変化が見られないため、被告に対し、ワイン管理体制について説明を求めたところ、被告は、契約当時のワイン管理の担当者が子会社に異動し、現在は管理担当者自身が在籍していない状態であるこ

と、温度・湿度の制御機器に狂いがあった上、毎日の温度・湿度チェックを全くしていないため、低温度高湿度状態に気付かなかつたと説明をした。

(8) 原告は、平成18年11月24日、現状及び今後の対応策について、以下のアのとおりを確認をし、イのとおりを合意をした。

ア 双方が本件ワインセラー内に立会い、本件ワインセラー内の温度・湿度が契約どおりでないこと、本件ワインセラー内の場所によって温度・湿度にかなりのムラがあること、双方立会のもと、本件ワインの表面ラベルやキャップシールにカビが発生していることを確認し、原告が、被害ワインを早急に取り替えることを求めたのに対し、被告は、現状のワインの被害がどの程度であるか把握する必要があるとして、ワインリストを原告側が作成することが確認された。

イ 本件ワインは、カビがそれほどひどくない半数は原告が自宅に持ち帰り、残り半数については本件ワインセラーの隣室の、洋服や書類、本、飲料水ペットボトル等が入った部屋で、温度が摂氏（以下、温度についてはすべて摂氏であり、これを省略する。）8度から15度くらい前後に空調できるワインセラーではない部屋（以下「本件隣室」という。）に移動すること、本件隣室に移動したワインについては、原告側でリストを作成すること、被告側は、原告が提出したリストに基づき、専門家に依頼しワインの被害内容を調査し、被害ワインについては代替となるワインの探索と交換を被告負担で行うこと、カビ発生の原因として、当初の契約後、本件ワインセラー内に仕切り壁等が設置されたことで、本件ワインの保管場所が閉鎖的になり、空気の流れが変わり、湿気が滞留したことが考えられ、そのため、被告側が本件ワインセラー内の保管状況を改善すること、今後、温度・湿度の管理を徹底することを合意した。

(9) 花子は、ワインリスト作成作業を行ったが、その作業中、本件ワインセラーの奥に箱（後にチョコレートと判明）があることを発見した。

(10) 花子は、平成18年12月、ワインリストを完成して被告に手渡し、被告の担当者には、上記(8)の合意内容の進捗状況を尋ねたところ、被害ワインを調査する専門家の選定・代替ワインの探索作業に難航しているとの返答があった。

(11) 原告は、平成19年1月10日、被告に対し、これまでの事業経緯及び今後の対応策についての合意内容を文書で確認することを求め、同月15日、被告も同意して、確認文書を取り交わした（当該文書（甲7の2）を、以下「本件確認書」という。）。

(12) 花子は、平成19年2月6日、被告の担当者から、本件ワインセラーにワインを戻してはどうかとの勧めを受け、本件ワインセラーを確認したところ、本件ワインセラー奥に大量に置かれていたチョコレ

トがなくなり、同時に間仕切壁も外され、内部の状況が見渡せるようになっていたが、本件ワインセラー中央天井の通風口付近にカビが発生しているのを見つけ、ワインの移動は拒否した。

(13) 花子は、平成19年2月16日、被告のワインセラー担当者が異動した後のワインの管理状況、双方で合意した対応策の進捗状況について文書で回答することを求めたが、被告も回答を確約したが、返答はなかった。

(14) ワインの寄託料については、その後も引き落としが継続していたが、平成19年4月6日、平成18年10月分以降のワインの保管料を、自動引き落とし口座に戻してきた。

(15) 原告は、平成19年4月25日、双方での合意内容について連絡がないため被告に問い合わせたところ、被告から、①被害ワインの確認作業は、作業を行う専門家が手配できなかったため中止すること、②代替ワインの探索を中止すること、③寄託しているワインを原告が別の保管場所へ移動する際は、搬出費用の負担等被告側が協力するとの内容の回答があった。

(16) 原告は、平成19年10月2日、寄託ワインを自宅マンションの地下トランクルームに移動した。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 被告の過失について

(原告)

ア 定温・定湿義務違反

被告は、本件寄託契約において、本件ワインセラーの温度を14度前後、湿度を75パーセント前後に維持する旨明示した。しかし、被告は、本件ワインセラーについて、温度9度、湿度90パーセントの状態が長期にわたって放置し、契約上の維持義務を果たさなかった。本件ワインセラー内にチョコレートが保管されているときは、当該寄託者の要望により9度以下に下げ、バレンタインデーが過ぎると温度を14度前後まであげていた。

被告は、優良トランクルーム認定業者として、倉庫業法25条の5第1項、25条の4第1項1号、同法施行規則21条1項1号、2号により、定温・定湿性能を維持することが義務づけられている。本件ワインセラーは、温度・湿度を一定した状態を保っていなかった。

イ 保管場所の無断改造について

被告は、原告との契約後、本件ワインセラー内に間仕切壁や扉を設けた。ワインの保管は、風通しの良い場所で行われる必要がある。上記工事の後、本件ワインセラーの天井にはカビが発生しており、空気の循環に問題があることが判明している。

よって、上記改造行為は、ワインの保管状況を悪化させるものといえ、原告に無断で同行為を行ったことは、寄託者の善良な管理者としての注意義務、ワインの保管者として適切に監視する注意義務に違反する。

ウ 人員配置体制の不備について

優良トランクルームにおいては、倉庫業法25条の5第1項、25条の4第1項3号、同法施行規則21条2項1号、2号により、保管物品についての必要な知識・能力を有する担当者を置くことが義務づけられている。しかしながら、被告は、契約時には専門の担当者を置きながら、その後は長年にわたり専門の担当者不在のまま管理を継続する体制をとっており、上記法令に違反する。

また、ワインの管理には専門的知識が求められる上、常時チェックが必要となり、そのために専門の担当者を置いて、適切に管理する注意義務があるところ、被告は、その義務を怠って専門の担当者を置かないまま、原告のワインの管理を継続した。

エ 以上の点からすると、被告には注意義務違反があり、これは、保管義務の不履行及び不法行為に当たる。被告は、前提となる事実(8)の確認に際し、責任を認めて金銭賠償の意向を示している。

(被告)

ア 原告の主張アのうち、本件ワインセラーの温度を9度、湿度を90パーセントの状態が長期にわたって放置したことは、本件ワインセラー内にチョコレートが保管されているときは、当該寄託者の要望により温度を9度以下に下げ、バレンタインデーが過ぎると温度を14度前後まであげていたとする点是否認し、その余は、法令上の義務があることを含め認め、責任があることは争う。

被告は、温度14度位、湿度75パーセント位の環境で本件ワインを管理していた。

本件ワインセラーは、地下に設置された倉庫であるため、周囲の温度・湿度変化の影響を受けにくかったし、コンピュータによる自動制御システムが採用されており、温度や湿度が大きく変化することはなかった。また、毎日、守衛の確認業務に加え、平成16年5月ころからは受付担当者が、本件ワインセラーの温湿度を毎日確認して、これらが大きく変化しないように管理していた。

そもそも、温湿度確認表をつけて本件ワインセラー内の環境を守ることを約束したことはない。

なお、平成19年に限っては、1月中旬から2月上旬にかけて、本件ワインセラー内の温度を9度から10度に下げたことがあるが、これはバレンタインデーのチョコレートの保管のためであり、せいぜい1か月弱の期間である上、本件ワインは、平成18年12月15日に運び出されており、その時期は本件ワインセラー内にはなかったのである。

イ 原告の主張イのうち、被告が、原告との契約後、本件ワインセラー内に間仕切壁や扉を設けたことは認め、空気の循環がワインの品質に影響を与えることはなく、カビの発生は不知。責任があるとする点は

争う。

ウ 原告の主張のうち、被告が、長年にわたり専門の担当者不在のまま管理を継続する体制をとっていたことは否認し、その余の事実は認め、法令上の義務に違反していることは争う。

被告は、必要な引き継ぎを適正に行った後、担当者を置いてワインを管理していた。また、被告は、倉庫業者としての保管管理についての専門的知識を有し、本件ワインセラー内の環境を機械で制御し、常時ワインの管理をチェックし、機械のチェックも適宜行い、十分にワインの管理をしている。

エ 原告の主張エの事実は否認し、責任は争う。

(2) 損害について

(原告)

ア ワインの毀損について

被告の上記(1)アないしウの債務不履行ないし不法行為により、原告は、本件ワインが、劣悪な保管状態に置かれていたことのみで、本件ワインの価値は毀損され、その損害は、代金相当額2000万円以上であるが、本件ではそのうち1000万円を請求する。

イ 寄託料相当額の損害

原告は、優良トランクルームについて、法令上、設備、管理体制の厳格な基準とその維持が求められることになるため、被告の厳格な設備や管理体制基準を信頼して本件ワインを寄託したにも関わらず、被告は専門の担当者もおかず、日々の温度・湿度の確認も怠ったまま原告のワインを保管し続けた。被告の本件ワインの管理方法は、契約内容とは異なる杜撰かつ背信的なものといえ、原告は、被告のかかる管理方法を知っていれば被告に本件ワインを寄託することはなかったから、被告に支払った寄託料相当額が、債務不履行ないし不法行為上の過失と因果関係のある損害に当たる。

原告にとっては、平成11年6月から自宅にも保管し得た本件ワインを被告に寄託したのであるから、同月から平成18年9月までの保管料相当額247万6800円が損害となる。

ウ 慰謝料について

物的損害については一般に慰謝料は認められないが、被害物件が被害者にとって社会通念上相当と認められる主観的・精神的価値を有し、単に財産的損害の賠償を認めただけでは償い得ないほど甚大な精神的苦痛を被った場合や、義務違反や加害行為が著しく不誠実あるいは害意を伴うなどのため、財産に対する金銭賠償だけでは被害者の著しい苦痛が慰謝されない場合には、これを認めることができる。

本件においては、原告と花子は、長年かけて多数のワインショップを回り、価値の高いワインを収集してきたこと、ワインが保管状況により大きく熟成度合いに差が出るものであり、熟成過程を見ていくこともワ

イン愛好家の楽しみであり、熟成を期待しつつ、コレクションをし、価値が徐々に証明されていくことになり、ワインの目利き、ワイン通であることの証明になることなどから、原告にとって収集したワインは我が子同様に非常に愛着のある存在であり、今後ワインを熟成させつつ嗜んでいくことを心から楽しみにしていたのであるから、社会通念上相当と認められる主観的・精神的価値を有するといえる。

また、被告は、上記のとおり杜撰な管理をし、一人の寄託者のために便宜を図り、本件ワインセラーの無断改造をし、チョコレート運び込み(チョコレートがワインに当たれる影響は未知数であるが、両者を一緒に保管することは一般的にはありえず、本件ワインに生じたカビのうち一部はカカオ豆に生育する性質のものであって、チョコレートの保管による影響の蓋然性が高い上、花子はチョコレートの保管者が平成18年12月10日温度設定を下げることを要求し、被告担当者がこれに応じたことを目撃しており、チョコレートが在庫された平成19年2月6日に本件ワインセラーの温度が6度上昇した。)、法令で求められる必要な知識及び能力を有する担当者を置かないまま保管をして、カビの発見や原告への連絡が遅れ、法令無視の態度は、その義務違反行為・加害行為が著しく不誠実であることを示すばかりか、トラブル発生後の対応も、問題解決に真剣に取り組まない不誠実な態度をとり続けたため、愛着ある本件ワインをカビだらけのまま放置せざるを得なかったし、花子は自らワインリストを作るためカビや誇りが充満する本件ワインセラーに連日通い、仕事や勉学に費やし得る貴重な時間を失い、体調を損なった。

このように、本件には物的損害とは別に慰謝料が認められる特別の事情があるというべきである。

本件ワインがどれほど劣化しているかは抜栓しなければわからないが、ワイン愛好家の目線で見れば物理的にではなく心理的に毀損したといえる。

原告の上記精神的損害については少なくとも1000万円を下らない。

エ 弁護士費用

本件の訴訟のために、原告は訴訟代理人を委任せざるを得なかった。その費用としては230万円が相当である。

(被告)

ア 本件ワインの毀損について

原告の主張アは否認する。

本件ワインセラーにおける保管方法は適切であり、本件ワインの価値は下がっていない。

ワインの価値を判断する際、一般的にワインの銘柄や算出年によって行われ、ワインの保管方法や搬送方法が、市場のワイン価格に影響することはない。

イ 寄託料相当額の損害について

原告の主張イは否認する。

本件寄託契約の内容は、本件ワインをワインの保管に適した環境で保管することであり、ワインの価値を下げずに本件ワインを返還すれば、被告は債務を全うしたことになる。

仮に、被告の温度湿度管理方法が契約不履行に当たるとしても、ワインの価値を下げることはしていないのであるから、原告には何らの損害も生じていない。

そして、被告は、温度管理は概ね14度位でやっており、仮に、温度管理方法の問題があると認定されたとしても、14度を大きく外れた期間のごく一部の期間であるから、保管料全体が損害となることはない。

被告は、適切に湿度管理をしていたこと、光、音、振動から保護していたこと、原告のために一定のスペースを提供し、その寄託量は原告において増やしていたこと、盗難には遭っていないことなどからすると、保管料が損害になるとはいえない。

ウ 慰謝料について

原告の主張ウは争う。

そもそも本件ワインの毀損自体が存在しないのであり、物損に伴う精神的苦痛が生じていない。また、被告に著しく不誠実な義務違反があったともいえない。

本件ワインが、原告にとって特別の主観的・精神的価値を有さない。原告は、我が子同様に本件ワインを扱っていたと主張する。しかし、札幌に移住する前に東京で保管していたワイン1000本は、友人宅に預け、専門の業者ではなく一般人に依頼し、温湿度管理もコンピュータの自動制御でなされていたわけではない。さらに、原告は本件ワインセラーで付着したカビを非常に心配していたにも関わらず、本件ワインセラーから持ち帰ったワインを、もともと保管していた他のワインと一緒に部屋に入れて保管し、その部屋も普通の部屋に空調を付けただけの簡易なワインセラーであって、本件ワインセラーの環境に敵うものではない。また、原告は、本件ワインを本件ワインセラーに何年にもわたって預けたままにしており、我が子のように扱うのであれば、頻繁に本件ワインセラーを訪れたり、東京に戻った際に東京に移送させるはずであるのに、これを行っていない。

また、原告が問題視しているチョコレートと本件ワインと一緒に保管したことはない。

第3 当裁判所の判断

1 本件の経過について

前提となる事実に加え、後掲の証拠（ただし、下記に認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告と被告は、平成11年4月24日付けで、本件寄託契約を締結した。（前提となる事実(2)）

(2) 本件寄託契約前に、原告は、インターネットや電話帳などで調べた結果、被告のパンフレットを見

たりして、本件ワインセラーを見学した上でこれを選定したものであった。（甲50、証人花子）

(3) 被告のパンフレットには、本件ワインセラーにおいて、ヴィンテージワインの保管条件と対策として、温度（常に14℃前後に保たれています。）、湿度（常に75パーセント前後に保たれています。）、光（必要最低限の光量にしています。）、振動（札幌の立地条件に加え地下蔵になっています。）、臭い（防塵素材と電子式空気清浄機による爽快な環境）と記載されていたが、温度や湿度については、具体的にどれほどの幅を持たせているかについては、原告から聞くことはなく、被告からも特に説明はしていなかった。（甲2、50、証人花子）

(4) 本件寄託契約においては、寄託物合算で300万円を越える場合は、客の申し出により別途保険料を徴収することになっていた（甲2・第1章3(ハ)）が、原告からは特に申し出はなかった。（甲50）

(5) 原告は、本件寄託契約を締結して以来、1年契約であったが、更新を繰り返し、寄託するワインの量を増やし、平成18年6月頃には、約800本が寄託されていた。原告は、平成11年4月以降、本件ワインセラーを訪問することは少なく、花子も、平成18年6月まで、1年に数回ほど本件ワインセラーを訪れる程度であった。（前提となる事実(5)、甲50、乙22、23、証人花子）

(6) 被告では、自動制御で本件ワインセラーの温湿度管理をしており、本件ワインセラー内部（左右の壁から3.5メートルから5.7メートル、天井から0.9メートル、床から2.1メートルの位置）に設置されているセンサーのモニターが、機械室の制御盤のところにあり、また、本件ワインセラーの実質的な入口に簡易の温湿度計が設置されており、制御盤の表示を確認していたが、平成16年5月ころまでは、特に記録は付けていなかった。また、記録として温湿度確認表を作成することにしてからも、その記録がきちんとされていないことがあり、平成16年5月から平成17年8月までで記録として残っている月は、平成16年5月から平成17年1月までと、平成17年5月から同年8月までの分であり、記録のある各月分も平成16年8月分以外は全日分ではなかった。

温湿度管理については、受付、営業、守衛などが、平成16年、17年当初ころは1日1回、本件ワインセラーの外にある簡易の温湿度計の数字を読み取り、これを温湿度確認表に記載する方法、同年5月以降は、これらの記載を責任者が確認する方法で行っていた。平成18年11月以降は主に守衛の二宮が1日2回の見回り時に制御盤のモニターの数字を読み取って報告をするように言われていたが、同人は特に、問題が発生したとの認識はなかった。

被告に記録の残っている平成16年、17年について

は、概ね温度が16度が多く、13度から17度であり、湿度は68パーセントから80パーセントまでであり、70パーセント台が多かった。(乙10, 17の1ないし6, 20, 21, 証人三井政夫, 証人二宮昭夫)

(7) 花子は、平成18年6月、本件ワインセラーを訪れたところ、本件ワインを保管している段ボール箱が水分を含み変形しつぶれていた。また、本件ワインセラー内は、契約した平成11年4月当時と異なり、間仕切り壁や鍵のかかる扉が設けられ、本件ワインセラーの奥の一人の寄託者の寄託物とその他の寄託者の寄託物を峻別するために行われたものであった。この改造は、原告には断りなく行われた。(前提となる事実(6))

(8) 花子は、平成18年11月、本件ワインセラーの管理状況に変化が見られないため、被告に対し、ワイン管理体制について説明を求めたところ、被告は、契約当時のワイン管理の担当者が子会社に異動し、現在は管理担当者自身が在籍していない状態であること、温度・湿度の制御機器に狂いがあった上、毎日の温度・湿度チェックを全くしていないため、低温度高湿度状態に気付かなかつたと説明をした。(前提となる事実(7))

(9) 原告は、平成18年11月8日、花子と被告のセンター長の一色により、本件ワインセラーの状況を確認し、本件確認書を作成したが、それには、制御機器は温度12度、湿度65パーセントの設定であったが、実際は、温度が10度、湿度は89パーセントであったことが記載されている。(甲7の2)

(10) 被告は、本件ワインセラー内の場所によって温度・湿度にかなりのムラがあること、機器の狂いであったことを認め、すぐに機器の整備を行った。(前提となる事実(8)ア, 甲7の2)

(11) 本件ワインのうち、カビがそれほどひどくない半数は原告が自宅に持ち帰り、残り半数については本件隣室に移動された。本件隣室に移動したワインについては、原告側でリストを作成すること、被告側は、原告が提出したリストに基づき、専門家に依頼し、ワインの被害内容を調査し、被害ワインについては代替となるワインの探索と交換を被告負担で行うこと、カビ発生の原因として、当初の契約後、本件ワインセラー内に仕切り壁等が設置されたことで、本件ワインの保管場所が閉鎖的になり、空気の流れが変わり、湿気が滞留したことが考えられ、そのため、被告側が本件ワインセラー内の保管状況を改善すること、今後、温度・湿度の管理を徹底することを合意した。(前提となる事実(8)イ)

(12) 被告は、平成19年1月から2月にかけて、本件ワインセラーに、パレンティンダー用のチョコレートを預かり、そのために温度を、同年1月10日ころから9度から11度程度にしていたが、同年2月7日

からは15, 6度程度に設定していたが、本件ワインは、本件隣室に移されており、既に本件ワインセラーにはなかった。(乙5, 10, 乙23, 証人四谷光夫)

(13) 原告は、本件寄託契約の開始時から平成18年9月まで合計247万6800円の寄託料を支払い、同年10月分以降も自動引き落としとして保管料を支払っていたが、平成19年2月2日、被告が、原告から受領していた保管料のうち平成18年10月分から平成19年2月分までの11万4975円を返金し、同年3月30日に、同月27日に自動振替された8万7150円を返還した。(甲3, 9, 50, 乙23)

(14) 原告は、カビの付着したワインなどの程度の悪いものについて代替のワインを提供するように申し入れたが、結局、被告はこれに応じなかった。

(15) 本件ワインについては、そのうま味、風味がどのように変化したかについて、花子は、自らがテイスティングした結果、変わりがないものであったが、専門家とともに何か変だなと感じたものがあったというが、具体的にどのような変化があったかは明らかでなく、結局、ワインのうま味や風味に変化が生じたかどうかについては不明であった。(証人花子)

2 争点(1)について

(1) 定温・定湿義務違反について

原告は、本件寄託契約において、温度は14度前後1度、湿度は75パーセント程度とする旨の契約をしたと主張する。

しかしながら、原告被告間で、温度に関して、14度前後とする旨は合意していたが、その幅について、前後1度に限定することを合意していたことを認めるに足りる証拠はない。

また、湿度に関しても75パーセント前後とすることを合意していたことは争いがないものの、その範囲(幅)について、これを合意していた証拠はない。

本件ワインが保管されていた時期に関し、被告に残っている記録上は、温度が13度から17度、湿度が70パーセント台であり、65パーセントを下回ったことはなく、ただ、機器の設定により、温度は制御盤のところにあるモニターが12度のとき、実際の温度は10度、同モニターの湿度は65パーセントであるのに対し、実際は89パーセントであることが確認されたことが認められる。そして、これ以外に、本件ワインが保管されていた時期に、本件ワインセラーにおいて、温度が著しく高くなったり低くなったりしたような事情は認められない。

以上からすると、本件ワインセラーの温度設定は、ほぼ13度から17度で保たれていたものの、平成18年6月に花子が本件ワインセラーを訪れた際に、それまで感じたことのなかった異常を感じたことを考えると、そのころには、機器の設定がおかしくなっており、また、仕切壁や扉の設置などによって、本件ワイ

ンセラー内の空気の循環がうまくいかず、本件ワインセラー内の温度や湿度にムラが出るようなことがあって、温度は、制御盤付近のモニターの表示と2度ほど異なる10度から11度程度であり、湿度は、本件ワインを入れていた段ボール箱が水気を含んで変形してつぶれていたこと、本件ワインの表面ラベルやキャップシールにカビが発生していたことからすると、89パーセント近くの高湿度であったと認められる。

原告は、花子が本件ワインセラー内の温度が9度であったと確認しているとするが、同人が確認したものは本件ワインセラー入口にあった簡易の温湿度計であったと考えられることや花子の確認した数字について客観的に確認されていないことを考えれば、これを認めることはできない。また、平成19年1月、2月に本件ワインセラーを低温化したことは認められるが、本件ワインは保管されていないから、上記判断に影響を与えるものではないし、平成18年12月から低温化していたことは、被告の温度管理表(乙5)に照らし、認めることはできない。

そして、本件ワインセラー内の湿度については、低くなければ、カビは生えるものの(カカオ豆由来のカビについても、加工品であるチョコレートとの関係が明らかでないから認められない。)、コルク栓がされた瓶の中のワイン自体にはそれほど影響を与えるとは考え難いものの、それでも、保管している段ボールが水気を含んで変形している状況は、湿度75パーセント前後での湿度管理を表明していることと整合するとはいえず、また、温度については、高すぎても低すぎてもワインの熟成に影響を与え、味わいは風味が変化する可能性があると考えられることからすると、10度位まで下がった可能性がある本件では、14度前後で管理すると表明していることと整合しないのであって、上記のような本件ワインセラー内の温度や湿度、その状況が被告から原告に明示されていたとすれば、原告は、わざわざ料金を支払って本件ワインセラーの利用をすることはないといえるから、原告が本件寄託契約を途中解約等した可能性は否定できず、被告には、定温・定湿義務違反があったというべきである。

ただし、この義務違反は、不法行為を構成する程度に至っているとは認められない。

(2) 保管場所の無断改造について

本件ワインセラーにおいて、間仕切壁や扉が設置されていたことは前提となる事実(6)のとおりであり、その影響もあって、本件ワインセラー内の空気の流れが変わり、湿気が滞留し、温度・湿度にムラが生じたことは上記1(9)のとおりである。

しかしながら、間仕切壁や扉の設置に関しては、原告被告間に無断で行なわない旨の合意があったとは認められず、結局、こうした改造を行っても、約定の定温・定湿義務が守られていれば問題がないのであるか

ら、この点を特に取り上げて、義務違反があったということとはできない。

(3) 人員配置体制の不備について

原告は、本件ワインセラーに関し、被告が、必要な知識・能力を有する担当者の配置を怠ったと主張するが、ワインの管理に関しては、温度と湿度の管理を中心として、これを行えばよいところ、機械の設置とその管理で管理は可能と考えられ、その管理自体は、機械の操作ができればよいといえ、特に、法が、ワインについての専門知識等までを要求しているとは認められないから、特に特別の人員を配置しなければならないとはいえない。よって、この点について、被告に義務違反があったとはいえない。

3 損害について

(1) ワインの毀損について

上記1(15)のとおり、本件ワインがどのようにに変化したかについては、判然としない。

一般に、ワインの保管については、いろいろな見解があり、温度に関しては、「理想温度は11度だが、14度までは適温の範囲内にある」(甲24)、「理想的には12度から14度」「10度以下に長く置くとうま味、風味が失われる」(甲25)、「ワインの保管は年間を通じて温度10度から14度が理想的」(甲26)、「ワインセラーは気温15度前後でワインを熟成させるのに理想的な環境」(乙8)、「ブルゴーニュの生産者はワインを保管する温度の上限は20度であり、その温度以下ならワインが劣化することはない、天然のカーヴでは夏は20度、冬は5度になるが、ゆっくりの変化であれば問題がない、1日に5度位の変化であればそれほど影響はない」(乙18)、「13度から17度程度に温度設定されていれば問題がない」(乙25)など、様々な見解がある。湿度に関しても、「セラー内の湿度は65パーセントから80パーセント」(甲24)、「湿度70パーセント前後のセラーで保存が理想的」(甲26)、「ワインセラーは湿度80パーセント以上でワインを熟成させるのに理想的な環境」(乙8)、「湿度は高い方がよい」(乙25)など、やはり様々な見解があるところ、キャップシールやラベルにカビが発生したことは直ちにワインの毀損になるとはいえず(そもそも、原告はその旨の主張はしないことを表明している。)、上記の本件ワインセラーにおける本件ワインの保管状況からすると、本件ワインに明らかに変化を来す状態であったとまでは認めることはできない。

そうすると、被告に上記の定温・定湿義務違反があったとしても、上記の義務違反によって、本件ワインが毀損したと認められない。

(2) 保管料相当額について

花子は、年数回本件ワインセラーを訪れていると認められるところ、平成18年6月に異常を感じた時点では、温度や湿度に異常があったと認められるとこ

ろ、それ以前には、花子も異常を感じていないこと、段ボール箱の状況やカビの発生状況を総合すると、少なくとも平成18年1月以降は、本件ワインセラー内の温湿度の管理が、きちんと行われていなかったといふべきである。

そして、証拠（甲3、甲9）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成18年1月から9月までの間、本件寄託契約の保管料として平成18年6月までに20万7900円、その後、同年7月から9月まで、毎月27日に3万1500円ずつの合計30万2400円を支払ったと認められるところ、被告の上記義務違反を知っていれば、本件寄託契約を解約する等して、原告は保管料を支払う必要はなかったと認められるから、上記額は損害と認められる。

なお、遅延損害金は、上記20万7900円については、不法行為の後であり、損害の発生した日の後である平成18年6月30日から、その余については、毎月27日の支払日から発生する。

(3) 慰謝料について

物的損害については一般に慰謝料は認められない。

本件では、上記のとおり、保管料の一部を損害としているが、これは、本件ワインの毀損による損害とは関係なく認めているのであるから、これをもって物的損害とはいえない。

そうすると、本件では、本件ワインの損害が認められない以上、それに関する慰謝料を認めることはできない。確かに、原告は、ワインを愛好しており、800本も被告に寄託していたのであるから、愛着を持っていたことは認められるものの、原告の精神的損害は、本件ワインの毀損が認められない以上、要するに、本件ワインの状態に対する抽象的な不安であるというほかに、原告が主張する点も、本件ワインが毀損していることが前提になっている以上、これを認めることはできない。

(4) 弁護士費用

以上によれば、本件は、原告の債務不履行による損害賠償であるところ、不法行為と同視することはできないから弁護士費用は損害とはいえない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、上記の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判官・千葉和則)